

第4回審議会	
資料3	R4.10.31

30調環ご審発第7号

平成31年3月8日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

会長 江尻 京子

一般廃棄物処理基本計画の改訂について（建議）

平成29年5月23日付け29調環ご発第530001号により諮問のありました標記の件について、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号）第73条の規定により、下記のとおり建議します。

記

第1 はじめに

当審議会は、平成29年5月23日、市長から一般廃棄物処理基本計画（以下、「現行計画という。」）の改訂について諮問を受けた。

現行計画は2013（平成25）年度を初年度、2022（平成34）年度を目標年次とし、2018（平成30）年度を中間目標年次としている。そこで当審議会では、2017（平成29）年度にこれまでのごみ減量・リサイクルの取組実績等を元に、数値目標の達成状況や個別計画の進捗状況について評価検証し、主要課題の整理及び主要課題に対する方向性を審議した。続く2018（平成30）年度は、計画目標や取組内容の見直しについて審議を行い、市は審議結果を元に「調布

市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」素案（以下、「本計画素案」という。）を取りまとめた。以下、本計画素案の取りまとめに際し、当審議会で出された意見を述べることとする。

第2 計画目標に関する意見について

1 計画目標の達成状況

現行計画は、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」という基本的な考え方の下、「家庭系ごみの削減」「さらなるリサイクルの推進」「適正かつ安定的な処理の確保」という3つの基本方針に沿って数値目標を定めている。

「家庭系ごみの削減」に関しては、家庭系ごみ原単位（市民1人1日あたりのごみ排出量）の2022（平成34）年度目標380g/人日に対し、2017（平成29）年度実績は374.2g/人日と、既に前倒しで達成されている。また、「適正かつ安定的な処理の確保」に関する計画目標「最終処分量ゼロ」は、クリーンプラザふじみが本格稼働となった2013（平成25）年度以降、継続中である。

他方、「さらなるリサイクルの推進」に係るリサイクル率の目標は、資源物量の減少等の影響から未達成となる見込みである。

2 計画目標の見直しについて

上記のことから、計画目標については下記のとおり見直すことが望ましいと考える。

(1) 家庭系ごみの削減目標について

現行計画の家庭系ごみの削減目標が前倒しで達成されたことは、市民のごみ減量努力が反映されていると共に、現行計画に定めた施策が一定の効果が上げられているものと評価される。当審議会においては、現在以上に市民にごみ減量努力を求めるべきかどうかについて、賛否を含め様々な意見が交わされた。しかしながら、ごみの中にはまだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」や、分別すれば資源になるものがま

だ含まれている。また、多摩地域においては、2017（平成29）年度時点で本市よりも家庭系ごみ原単位が少ない市が6市あり、上位3市（立川市、西東京市、府中市）の家庭系ごみ原単位は360g/人日前後である。これらのことに鑑み、「もうひと踏ん張りのごみ削減で多摩地域トップクラスを目指す」ことを新たな目標設定の考え方とすることが適当と考える。

なお、現行計画では事業系ごみに関する数値目標は盛り込まれていないが、近年事業系ごみ（持込可燃ごみ）が増加傾向にあることから、次期一般廃棄物処理基本計画の改訂に向け、事業系ごみの排出実態調査を進め、2023（平成35）年度以降の一般廃棄物処理基本計画の策定時に反映すべきと考える。

(2) リサイクル率の目標について

本市の総資源化率（ごみ総排出量に対する資源リサイクル量の割合）は近年低下傾向にあるものの、2017（平成29）年度の実績で43.5%と、多摩地域26市の中では3位の水準にあり、市民の分別・リサイクル意識は高い。

新聞や雑誌といった古紙排出量の減少が続いているため、リサイクル率の低下傾向は今後とも続くものと予測される。しかし、ごみ組成分析調査によるとごみの中には資源化可能な紙類や分別されない容器包装プラスチックが未だ混入しているものと推測される。そこで、ごみの中の資源分別徹底を市民に引き続き呼びかけることにより、2017（平成29）年度の水準に資源化率を維持することを新たな目標とすることが適当と考える。

(3) 最終処分量の目標について

今後とも適正かつ安定的な処理の確保に努め、「最終処分量ゼロ」の目標を継続されたい。

第3 取組の見直しに関する意見について

現行計画は、3つの基本方針（「家庭系ごみの削減」「さらなるリサイクルの推進」「適正かつ安定的な処理の確保」）の下、発生・排出抑

制計画や資源化計画など8つの個別計画を立て、それぞれに施策・取組を定めている。

当審議会にて各施策・取組の進捗評価を行ったところ、全体として概ね取り組まれているものと評価されるが、事業系ごみの減量や資源化の推進については改善・見直しが必要であると認められた。また、国連での「持続可能な開発目標（SDGs）」採択など持続可能な社会システムの実現に向けた国際的な取組が進みつつあり、国の第四次循環型社会形成推進基本計画では新たな主要課題対策として、「もったいない」をなくす食品ロス対策の一層の推進や、海洋ごみの原因となるプラスチックごみ対策、金属類など有用資源の一層のリサイクルなどが掲げられている。こうした国内外の動向と連携しつつ、前節に述べた新たな減量・資源化目標を達成するため、当審議会では、8つの個別計画からなる現行計画の体系を維持しつつ、新たな取組の追加や既存の取組の強化について検討を行った。

1 家庭ごみの減量・資源化の推進に係る取組

市民の努力により高い水準で家庭ごみの排出抑制や分別・リサイクルがなされていることは、本市の貴重な財産である。今後とも市民とのコミュニケーションを絶やさず、市民の高いごみ減量意識を維持するための取組を展開する必要がある。

(1) リユースの推進，食品ロスの削減に係る新たな取組

ごみの発生抑制を最優先する基本的な考え方にに基づき、広報等を通じた情報発信や市イベント等でのリユース食器の利用によるリユース品の使用促進を進められたい。

また、食品ロス対策として市民向けの広報啓発や児童・生徒の環境学習を通じた情報発信、市民団体等との協力によるフードドライブ事業等を進められたい。

(2) 既存の取組の拡充

「ごみ減量・リサイクル協力店」制度の活用による容器包装廃棄物等の減量や、せん定枝チップ化支援事業、生ごみ減量のための情報発信や

講習会の実施といった、現行計画における既存の取組の拡充を引き続き図られたい。

2 事業系ごみの減量・資源化の推進に係る取組

現行計画を策定した2013（平成25）年3月の時点では事業系ごみは減少傾向にあったが、クリーンプラザふじみが稼働した2013（平成25）年度以降、本市の事業系ごみ（持込可燃ごみ）は一貫して増加傾向にある。市においては、事業系ごみの増加要因について引き続き調査・分析を加えると共に、以下の取組を中心に事業系ごみの減量・資源化の推進を図られたい。

(1) 事業系ごみ削減のための新たな取組

事業所に対するごみ削減指導を効果的に進めるため、駅周辺など、エリアを絞った事業系ごみ削減指導等を進められたい。

(2) 既存の取組の拡充

事業系ごみは自己処理が原則であり、市においては事業所自らが排出抑制や資源化に取り組んでいくよう、規模や業態等に応じた指導、普及啓発等を進めていく必要がある。

既に大規模事業所に対しては再利用計画書の提出を義務づけ立入指導等を行っているところであるが、中小事業所に対しては、商工会等事業者団体と連携した情報提供や、分別が徹底されていない中小事業者に対する指導の徹底など、引き続き働きかけの強化を図られたい。

3 市民・事業者との連携、普及啓発に係る取組

家庭ごみ、事業系ごみそれぞれの減量・資源化を進めるには、市民・事業者の理解・協力が不可欠である。引き続き、広報誌等の紙媒体、児童・生徒への学習会や市民向け講習会、スマートフォンアプリ等を通じたきめこまかな情報発信や働きかけを行う必要がある。

また、ごみ減量・資源化の推進には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が互いに連携し、協働していくことが不可欠である。

本市における市民活動のネットワーク基盤となっている小学校区単位の地区協議会や、事業者団体である商工会、学校・教育機関などさまざまな主体と連携しながら、対象に応じた支援策や協働の仕組みづくりについて調査・検討していくことが必要である。

(1) 本市の特性を活かした新たな普及啓発の取組

本市では、花火大会などさまざまな大規模なイベントがたびたび開催されている。2019（平成31）年度にはラグビーワールドカップ2019日本大会、翌2020（平成32）年度には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会といった、外国人も含め多数の来街者が訪れるイベントも予定されている。このような大規模イベント等の機会を活かした情報発信も効果的と考えられる。

また、新たな主要課題となっている食品ロスの削減、特に飲食店における食べ残しの削減については、飲食店と消費者である市民双方の理解と協力が求められるこうした点も含め、「食べ残しの少ないまち」を目指した情報発信を図りたい。

(2) 既存の取組の拡充

リサイクル率の維持に向け、古紙類や容器包装プラスチック等のさらなる分別徹底や小型家電等の拠点回収について、重点的な啓発を実施されたい。

また、市民・事業者・行政の連携と協働を深めるため、個人、事業者や団体による自主的な活動への支援や、連携・協働をより進めるための仕組みづくりについて、引き続き検討する必要がある。そこで、本市における市民活動のネットワーク基盤となっている小学校区単位の地区協議会や、事業者団体である商工会などさまざまな主体と連携しながら、生ごみの減量、分別の徹底、事業系ごみ削減など、対象に応じた支援策や協働の仕組みづくりについて、引き続き検討されたい。

4 その他

(1) 安定的な収集運搬体制、中間処理システムの維持

収集運搬体制については現状を維持しつつ、ごみ・資源の排出量、質

の変化などごみを取り巻く環境等の変化に対応した収集・運搬体制についても状況に応じて検討されたい。

また、本市の粗大ごみ、びん、缶、古紙、古布の選別や積替等を行うクリーンセンター機能は再編、移転し、2019（平成31）年度に新クリーンセンターとして本格稼働する。これに伴うごみ・資源物の分別区分等の見直しについては、当審議会が2016（平成28）年度に取りまとめた市長宛建議（28調環ご審発第7号）の着実な実施を図られたい。

(2) 水銀含有物対策の推進や海洋プラスチックごみ対策の検討

2017（平成29）年8月に「水銀に関する水俣条約」が発効したことを受け、水銀含有物や適正処理困難物等に関する処理方法の周知及び情報収集を図られたい。

また、国際的な問題となっている海洋プラスチックごみ対策については、海洋ごみ問題への関心度の向上や、店舗におけるレジ袋の削減、リユース食器の推進など買い物時や消費時の心がけを市民・事業者に発信するなど、可能な取組について検討すべきと考える。

(3) 災害時における廃棄物処理体制の整備

災害時における廃棄物処理体制については、本市は2014（平成26）年3月に策定した「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき整備している。東京都においては2017（平成29）年6月に策定した「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、本市の地域防災計画も2018（平成30）年4月に修正されているため、今後ともこれらの計画との整合性を図りつつ、関係機関・部署と引き続き訓練等により連携を深められたい。

第4 おわりに

当審議会における審議を反映し、市は本計画素案を作成し、2018（平成30）年12月には、広く市民の意見を反映させるためにパブリック・コメントを実施した。こうして取りまとめられた「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」案（以下、「本計画案」という。）につ

いて、当審議会では適当なものとして意見が一致したものである。

本計画案の対象となる2022（平成34）年度までの期間は、市民・事業者・行政が互いに連携し、さらなる減量・リサイクルに取り組むラストパートの期間であるとともに、「次の10年」に向けて良好な地球環境を残していくため、さまざまな「仕込み」を行う準備期間としても位置づけられる。このような思いを込め、当審議会では本計画案のキャッチフレーズとして「未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル～みんなではぐくむ「もったいない」の心～」を提案するものである。

今後とも、本計画案に掲げる「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」という基本的考え方を十分に踏まえつつ、実効性のある取組の展開を図ることを要望する。引き続き、毎年度の一般廃棄物処理実施計画にて目標・取組の進捗管理を図られたい。

あわせて、当審議会が2016（平成28）年度に取りまとめた市長宛建議「ごみ・資源物の分別区分等の見直しについて」（28調環ご審発第7号）にて掲げた、「プラスチックの分別区分の一部見直し」「一定量までの枝・草・葉の無料収集」「粗大ごみに係る処理手数料の見直し」といった取組についても、着実に実施されたい。

なお、国における「プラスチック資源循環戦略」の策定など、引き続き国内外における動向を注視し、必要に応じて対応を図られたい。

以上